PMO型指定管理指定管理における事業開始までの進め方

資料３４

１．事業開始までのスケジュール（PMO型）

年月		大阪府	事業者	地元説明（土木事務所＋事業者同伴）
・引継ぎ期間 指定管理開始前	8	指定管理候補者の決定（府HP）		知事記者会見・府議提供
	9			
	10	指定管理者の指定（府議会）		地元府議への挨拶回り・地元市へ報告
	11	［事業者との協議］ ・事業実施計画書【長期・中期】	Ⅰ.事業実施計画書の協議【長期・中期】 ・設計協議（基本設計レベル） ・地元市との協議 （開発協議の要否、建築確認申請、敷地設定など）	
	12	事業実施計画書【長期・中期】の承認		連絡協議会報告 周辺自治会説明 園内ボランティア説明会
	1	［事業者との協議］ ・事業実施計画書【管理開始初年度】 ・占用許可（工事） ＋ ・協定書 ※必要に応じ、選定委員に報告	【占用許可】 引継ぎ期間に工事着手する場合は、占用許可（工事）にて対応 ※準備工まで ※保証金は管理開始初年度以降 Ⅱ.事業実施計画書の協議【管理開始初年度】 ・施工協議 （詳細設計レベル） 事前工事着手 （占用許可申請） ※設計施工協議資料添付 ※準備工まで ※保証金は管理開始初年度以降	現指定管理者との引継ぎ（利用調整含む）
	2	事業実施計画書【管理開始初年度】の承認		
	3		・協定書の協議	
指定管理事業開始	4	＜4/1付＞ 協定書の締結	指定管理事業開始	住民説明会（事業提案毎に必要に応じて） ※引継ぎ期間に事前工事着手する場合はそのタイミング
・管理開始初年度	4	【公園施設設置管理許可】 ※設計施工協議資料添付 ＋ 【保証金】 許可条件に保証金を明記（竣工時に納付）	施設整備に伴う設計施工協議 ↓ 工事着手 （公園施設設置管理許可） ※適宜、土木事務所による現地立会・検査	
	5	【その他】 管理協定・協議回答　など ※設計施工協議資料添付		
	6			
	7			
	∫			
▲▲年度	4	事業実施計画書【▲▲年度】の承認		

：魅力向上事業に伴う手続き（主にハード整備）

2．事業実施計画策定、工事着手までの詳細な流れ（PMO型）

＜Step１：事業実施計画書【長期・中期】の承認　引継ぎ期間中の10月～１２月＞

協議期間の目安　２ヶ月

募集時に提出した事業計画書をもとに、より精度を上げた概略の事業実施計画書を作成し、府の承認を得ること

※本要領で定める様式第３号（事業実施計画書）に加え、<u>魅力向上事業については、下記の関係書類を添付</u>すること

- 事業内容の概要
- 基本設計図（占用面積図含む）
- 工事費等の必要経費の概算
- 年次計画、工程計画
- 管理運営の概要
- その他必要な項目

＜Step２：事業実施計画書【各年度】の承認　引継ぎ期間中の12月～２月＞

協議期間の目安　２ヶ月

府から承認された事業実施計画書【長期・中期】をもとに、事業の実施に向け、詳細な内容まで確定させた事業実施計画書を作成し、府の承認を得ること

※本要領で定める様式第３号（事業実施計画書）に加え、<u>魅力向上事業については、下記の関係書類を添付</u>すること

- 事業内容
- 実施設計図（平面図、断面図、占用面積図、材質、色彩、建築確認関係書類など含む）
- 工事費等の必要経費
- 施工計画（工法、安全管理、実施工程）
- 管理運営計画（営業時間、利用料金等）
- その他必要な項目

＜魅力向上事業に伴う手続き（主にハード整備）＞

協議期間の目安　１ヶ月

府から承認された事業内容について、工事着手や事業の実施までに、都度、必要な許可手続きを行い、府の承認を得ること

また、許可の申請にあたっては、詳細な設計図等の関係書類を添付すること

- 公園施設設置許可
- 公園施設管理許可
- 寄付手続き

＋

- 保証金（竣工時に納付）

※ただし、引継ぎ期間中に工事着手する場合は、下記の取り扱いとする

- 占用許可（工事）　※管理運営を伴わない、準備工レベルまで
- 保証金（管理開始初年度以降に納付）

＜Step３：指定管理事業開始　管理開始初年度４月～＞

指定管理事業開始

４/１付けで、協定を締結

協議にあたっての留意事項

■事業の実施にあたり必要となる事前協議や許可申請等の手続きについて、指定管理者は十分な期間を設けた上で、府と協議を行うこと
■府との協議にあたっては、事務の効率化をはかるため、総括管理責任者（管理事務所長）を基本に、協議窓口となる代表者（１人）を定めること。※代表者以外の応対は不可
■事業内容の変更等により、事業実施計画書【各年度】を変更する場合、指定管理者は事業実施計画書【長期・中期】についても、必要に応じ変更すること